

居宅療養管理指導のサービス提供に係る  
重要事項等説明書・  
契約書ならびに個人情報使用の同意書



# 重要事項説明書

(居宅療養管理指導用)

## 1 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人ゆうの森
代表者氏名	理事長 永井康徳
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛媛県松山市別府町4-4-4番1 TEL: 089-911-6333 FAX: 089-911-6334

## 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	たんぼぼ俵津診療所
介護保険指定 事業所番号	第3811410251号
事業所所在地	愛媛県西予市明浜町俵津3番耕地228番地

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、医師、歯科医師、歯科衛生士ならびに管理栄養士が通院の困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行なうことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
運営の方針	1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 2. 居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 3. 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導・助言を行なう。

### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、国民の祝祭日及び年末年始（12/30～1/3）を除きます。
営業時間	9:00～17:00

### (4) 事業所の職員体制

管理者	医師 濱崎圭三
-----	---------

職種	職務内容	人員数
医師	1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理（歯科医学的管理）に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。 2 利用者の居宅サービス計画作成等について必要な情報を、介護支援専門員等へ情報提供します。	【医師】8名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

#### (2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分	サービス提供者	単位数
医師による 居宅療養管理指導（Ⅰ）  *月2回まで	単一建物居住者が1人の場合	1回 515単位
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 487単位
	単一建物居住者が10人以上の場合	1回 446単位
医師による 居宅療養管理指導（Ⅱ）  *月2回まで  (医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料 又は施設入居時等医学総合管理料を算定する利用 者)	単一建物居住者が1人の場合	1回 299単位
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 287単位
	上記以外の場合	1回 260単位

(3)利用者は、いつでもかかりつけ医療機関の変更を申し出ることができます。その場合、当院はこのサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

(54)当院のスタッフは常に身分証を携帯していますので、必要に応じていつでも提示を求めてください。

#### 4. 事故発生時の対応

居宅療養管理指導サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には速やかに家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、事故により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

#### 5. 秘密保持

居宅療養管理指導サービスを提供する上で知りえた、利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、漏らすことはありません。

ただし、あらかじめ利用者及び家族の同意を得た場合は、前述の場合にかかわらず、一定の条件の下で情報提供ができるものとします。

## 6. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。  
迅速かつ誠実に、必要な対応を行ないます。

当事業所ご利用者様相談窓口	責任者 ご利用時間 連絡先	理事長 永井 康徳 9：00～17：00 電話（089-911-6333） 面接（当事業所1階相談室）
---------------	---------------------	--

## その他

愛媛県国民健康保険団体連合会（介護福祉課 介護保険係）

電話（089）968-8700 受付時間（平日） 午前8時30分～午後5時15分

西予市 高齢福祉課 介護保険管理係

電話（0894）62-6406 受付時間（平日） 午前8時30分～午後5時15分

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会（愛媛県社会福祉協議会）

電話（089）998-3477 受付時間（平日） 午前9時～12時

午後1時～午後4時30分

## 7. 個人情報の保護ならびに使用について

### 【個人情報の保護】

・個人情報の取扱いについて適切且つ安全に行われるよう、個人情報保護法の趣旨に沿い、同法を遵守し、患者様・利用者様・ご家族様の個人情報の取扱いには十分に注意をして参ります。個人情報の提供は、下記利用目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

### 【個人情報の利用目的】

- ・居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行う場合（ケアマネージャーに対する診療情報提供書の交付など）
- ・居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者からサービス計画作成・サービス提供に必要となる情報の提供を求められた場合（サービス担当者会議等）
- ・利用者またはその家族から療養上の相談を受け、必要な事項について指導・助言を行う場合
- ・病状の急変等の緊急時に他医療機関等へ情報提供する場合

## 【居宅療養管理指導サービス利用の契約書ならびに個人情報使用の同意書】

(甲)は(乙)より、居宅療養管理指導サービスについて、上記の通り、重要事項・サービス内容についての説明、ならびに個人情報の使用に関する説明を受けましたので、契約書を締結いたします。

また、この契約成立を証するために本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

甲 利用者（または代理人） 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

【代理人を選定する場合、別途「委任状」が必要となります。

代理人が委任を受けた範囲内で行う行為の効果は、利用者本人に帰属します。】

(利用者の身体状況等により、署名不可能な場合)

署名代筆者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(利用者との関係： \_\_\_\_\_ )

利用者家族代表等 ご家族住所 \_\_\_\_\_

ご家族氏名 \_\_\_\_\_ (印)

乙 事業者 所在地 松山市別府町4-4-1 \_\_\_\_\_

事業者名 医療法人 ゆうの森 \_\_\_\_\_ (印)

名称 たんぼぼ俵津診療所 \_\_\_\_\_

理事長 永井康徳 \_\_\_\_\_

■この契約の有効期間は、契約締結日から1年間と致します。

■利用者からの解約のお申し出のない場合は、契約期間は自動更新されるものとしませんが、利用者はいいつでも解約できるものとしします。